

義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において
指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引

令和 7 年 11 月
福岡県教育委員会

はじめに

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本県においても同様の状況が続いています。このような状況を受け、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号)では、不登校児童生徒が多様な学習活動を行う実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念として示されました。

加えて、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 10 月 25 日元文科初第 698 号文部科学省初等中等教育局長通知)において、フリースクールなどの民間施設等と連携し、相互に協力・補完することの意義等についても示されています。

また、令和 5 年 3 月に取りまとめられた「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」(令和 5 年 3 月 31 日文部科学大臣決定)においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されることとされ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年文部科学省令第 24 号)及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示(令和 6 年文部科学省告示第 127 号)が令和 6 年 8 月 29 日に公布、施行されております。

これらの趣旨を踏まえ、本県における不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関や民間施設などの多様な学びの場における活動について、指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の参考資料を作成しました。

この資料は、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れ及び留意事項の目安を示すものです。

特に、民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針を全て示すことは困難です。実際の運用に当っては、本資料を参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切です。

目次

1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

|

2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価

2~3

- (1)「出席扱い」の判断について
- (2)「出席扱い」の判断までの一般的な流れ
- (3)成績評価について

3 民間施設に関する留意事項

3~4

- (1)実施主体について
- (2)事業運営の在り方と透明性の確保について
- (3)相談・指導の在り方について
- (4)相談・指導スタッフについて
- (5)施設、設備について
- (6)学校、教育委員会と施設との関係について
- (7)家庭との関係について
- (8)その他

4 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い 4

- (1)「出席扱い」の判断について
- (2)自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

(別紙)

- ・保護者から校長への指導要録上の「出席扱い」に関する申請書【参考様式1】
- ・民間施設に関する施設訪問・視察票【参考様式2】
- ・出席状況報告書【参考様式3】

この手引きにおける「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものとする。

(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号)

I 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

不登校児童生徒の居場所

出欠の取扱い

○学校内の支援

校内教育支援センター

教室に入ることが難しい児童生徒のために、校内教育支援センター等の別室や保健室への登校、放課後登校による学習支援など、時間帯や場所に配慮した支援を行います。

出席

○学校外での支援

校外教育支援センター

各市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）は、通所を希望する児童生徒に対する支援だけでなく、訪問型支援やコンサルテーションなど、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されています。学校はこれらの施設と連携し、学習教材の提供や情報共有を行います。

「出席扱い」が
可能です

○学校外での支援

民間施設（フリースクール等）

不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールや放課後等デイサービスなどの民間施設があり、学校と連携して支援を充実させることが求められています。

一定の要件を
満たせば
「出席扱い」が
可能です
※P2～3参照

○学校外での支援

自宅におけるICT等を活用した学習活動

学校に行くことが難しい児童生徒のために、ICT（コンピュータ、インターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX等を活用して教材を提供し、自宅での学習を支援します。定期的な家庭訪問による状況把握や社会的自立に向けた働きかけも行われます。

一定の要件を
満たせば
「出席扱い」が
可能です
※P4～5参照

不登校児童生徒の居場所は、その背景や段階、状況によって様々であり、複数の居場所を活用している場合もあります。学校は、家庭と連携し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、それぞれの居場所における取組状況を共有することが重要です。

2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価

(1)「出席扱い」の判断について

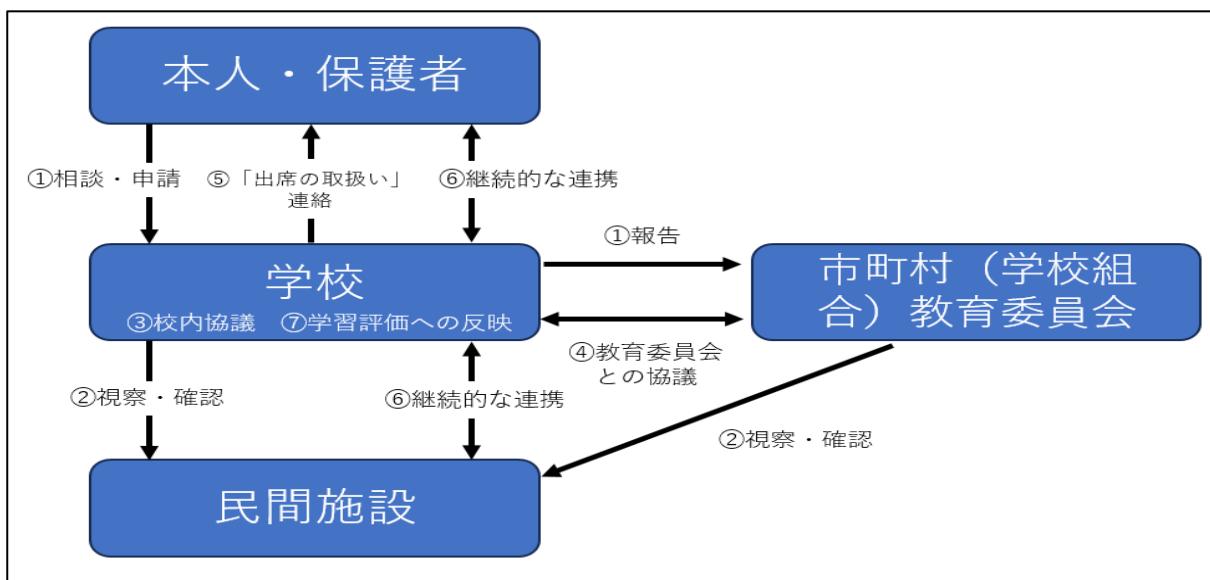
指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに市町村教育委員会と学校が協議し、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】公的機関又は民間施設で相談・指導を受けている場合

- ① 当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 公的機関又は民間施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。

※ 民間施設については「3 民間施設に関する留意事項」を参考にすること。

(2)「出席扱い」の判断までの一般的な流れ



① 相談・申請及び報告 ※参考様式1を活用

保護者からの「指導要録上の「出席扱い」に関する申請書」に基づき、学校は市町村教育委員会へ申請があったことを報告します。

本人・保護者に対し、民間施設と学校との三者での継続した連携が必要であることを確認します。

② 視察・確認 ※参考様式2を活用

校長及び市町村教育委員会は、「民間施設に関する施設訪問・視察票」等を活用して、民間施設を視察・確認します。

③ 校内協議

学校内で「出席扱い」に関する協議を行います。

④ 教育委員会との協議

学校と市町村教育委員会が協議し、校長が「出席扱い」の判断を行います。

⑤ 出席の取扱いについて連絡

校長が当該児童生徒及び保護者に対し、出席の取扱いについて連絡します。

⑥ 継続的な連携 ※参考様式2及び参考様式3を活用

学校と民間施設との定期的な情報交換や、学校と本人・保護者との定期的な連携・協力を継続します。また、校長及び市町村教育委員会は、必要に応じて民間施設を視察・確認し、「出席扱い」の可否を判断します。

(3) 成績評価について

学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表等で児童生徒や保護者等に伝えたりすることができます。

評価については、学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとされています。

なお、指導要録への記載は、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することを求めるものではありませんが、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

3 民間施設に関する留意事項

(1) 実施主体について

- ・ 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関して深い理解と知識や経験を有し、社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ・ 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ・ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 相談・指導の在り方について

- ・ 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ・ 情緒的混乱、情緒障がい、非行等の状況に応じて、施設の相談・指導体制が明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況把握が適切に行われていること。
- ・ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ・ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ・ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ・ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されていること。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ・ 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有し、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ・ 専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ・ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を

行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

- ・ 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等、種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について

- ・ 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

- ・ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(8) その他

- ・ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 施設の運営主体が反社会的団体でなく、構成員に該当する者がいないこと。

4 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い

(1) 「出席扱い」の判断について

指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合

- ① 不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- ⑤ 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- ⑥ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑦ 校長は、不登校児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- ⑧ 基本的に不登校児童生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
- ⑨ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(2) 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

- ① この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ② ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ③ 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- ④ 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- ⑤ ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」

令和元年 10 月 25 日元文科初 698 号文部科学省初等中等教育局長通知

- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」

令和6年8月 29 日元文科初 1126 号文部科学省初等中等教育局長通知

- ・「公立小・中学校における不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱い」等に関するガイドライン

(令和6年8月)山梨県教育委員会

- ・令和7年度民間施設(フリースクール等)の出席の取扱いについて(通知)

(令和7年4月)福岡市教育委員会

- ・民間施設(フリースクール、放課後デイサービス)に関する施設訪問票

北九州市教育委員会

- ・不登校児童生徒が民間施設利用時の「指導要録上の出席扱い」の判断について

(令和2年2月)糸島市教育委員会

- ・出席扱いとできるフリースクール等の判断基準について

福岡県立大学

保護者から校長へ提出する指導要録上の「出席扱い」に関する申請書

令和 年 月 日

○○立○○学校長 殿

指導要録上の「出席扱い」に関する申請書

○○教育委員会「
」に基づき、以下の児童生徒を指導要録上の「出席扱い」にすることを希望し、申請します。

申請者（保護者名）：

連絡先電話番号：

児童生徒名：第 学年 組 番 氏名

利用施設概要

施設名 (事業者名)	
代表者	
所在地	〒
連絡先	電話： FAX： メール：

教育委員会及び校長は、必要に応じて施設を訪問・視察し、「出席扱い」の可否を判断する。
--

令和 年 月 日

学校名

校長名

○活用においての留意事項

① 個々の民間施設について、その適否を評価するという趣旨のものではない。
 ② 地域の実態に応じて、各施設における活動を総合的に判断する必要がある。

民間施設に関する施設訪問・視察票

学年	組	児童生徒氏名

訪問日	令和	年	月	日
訪問者名(職名)				
認定開始日	令和	年	月	日

施設名	所在地
電話番号	FAX番号
代表者名	担当者名

<出席扱いの要件>

① 不登校の児童生徒が通っている				
② 保護者と学校、保護者と民間施設、学校と民間施設との間に十分な連携・協力関係が保たれている。				
③ 民間施設に通所して相談・指導を受けている。				
④ 校長が、委員会と連携をとって判断。	【出席扱いに <input type="checkbox"/> する ・ <input type="checkbox"/> しない】			
通所の方法	通学定期券等利用の有無	有	・	無

<具体的な判断基準>

1 実施主体（法人、個人は問わない）

① 実施者は、相談・指導に深い理解と知識、経験を有している。
② 実施者は、社会的な信望がある。
③ 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的とした実施主体である。

2 事業運営のあり方と透明性の確保

④ 児童生徒が「社会的に自立する」ことを目指している。
⑤ 入会金、授業料（月額・年額）等がパンフレットやホームページ等で明確にされ、保護者等に情報提供されている。

3 相談・指導の在り方

⑥ 児童生徒の人命や人格を尊重した温かい相談や指導が行われていること。
⑦ 児童生徒一人一人の特性に応じて、適切な相談対応や指導が行われている。
⑧ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制が明示されている。
⑨ 受け入れに当たっては、面接などを行い、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われている。
⑩ 児童生徒にとって最善の利益が尊重され、体罰や不適切な言葉使いを行っていない。
⑪ 教育課程に応じた指導が行われている。（評価に反映する場合）

4 施設職員について

⑫ 相談・指導スタッフは、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有する。
⑬ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学などそれを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導職員がいる。

5 施設、設備について

⑭ 学習や心理療法、面接等、様々な活動を行うにあたり、ふさわしい環境である。
⑮ 面接や個別指導を行うスペースがある。
⑯ 安全管理ができている。（緊急時の対応や避難経路など）
⑰ （宿泊による指導を行う施設の場合）児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。

6 学校、教育委員会と施設との連携・協力関係について

⑱ 学校に児童生徒の出席や様子を定期的に連絡する等、学校との情報交換ができる。
⑲ 教育委員会と連絡を取ることができる。

7 家庭との関係について

⑳ 家庭に指導内容等を情報提供している。
㉑ （宿泊による指導を行う施設の場合）保護者側に対し、面会や退所の自由が確保されていること。

8 その他

㉒ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
㉓ 施設の運営主体が反社会的団体でなく、構成員に該当する者がいないこと。

○○立○○学校長 殿

施設名 _____
代表者 _____

令和〇年〇月分 出席状況報告書

在籍学校名()学校 第()学年 児童生徒名()

日(曜日)	出欠	主な活動状況	日(曜日)	出欠	主な活動状況
1日()			17日()		
2日()			18日()		
3日()			19日()		
4日()			20日()		
5日()			21日()		
6日()			22日()		
7日()			23日()		
8日()			24日()		
9日()			25日()		
10日()			26日()		
11日()			27日()		
12日()			28日()		
13日()			29日()		
14日()			30日()		
15日()			31日()		
16日()			月集計 開級()日 出席日数()日		

※翌月7日までに提出をお願いします。